

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		介護老人保健施設の開設許可
根拠条例・規則名		介護保険法
条 項		第 9 4 条 第 1 項
所 管 部 課		福祉局 長寿応援部 介護保険課 (電話：048-829-1265)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>法令所管省庁からの通達に基づいています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・さいたま市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成 2 4 年 1 2 月 2 7 日 条例 第 7 1 号） ・介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 1 2 年 3 月 1 7 日 老企 第 4 4 号） <p>(主な基準)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人員に関する基準 ・設備に関する基準 ・運営に関する基準
	設定等年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日 設定 平成 2 5 年 4 月 1 日 最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	毎月 1 0 日までに申請があったものを審査し翌月 1 日に指定を行なう。
	設定等年月日	平成 1 7 年 4 月 1 日 設定 平成 年 月 日 最終改正
備 考		